

平成 29 年 11 月 21 日

小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査 <結果に基づく勧告>

総務省では、小型家電リサイクルの一層の促進を図る観点から、市町村における小型家電リサイクルの取組状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局

評価監視官（農林水産、防衛担当）室

担 当：小森、高石、増田

電話（直通）：03-5253-5439

F A X：03-5253-5443

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h29.html

小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査の結果に基づく勧告(概要)

勧告日：平成29年11月21日(火)
勧告先：環境省、経済産業省

背景等

- 従前、使用済みとなった携帯電話端末等の小型家電は一般廃棄物として処分され、有用金属の相当部分が回収されていなかったところ、その再資源化を促進するため、平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行
- 市町村が主体となって、自発的に回収方法等を工夫してそれぞれの実情に合わせた形で実施する促進型の制度（努力義務）
- 平成28年4月現在、小型家電リサイクル実施市町村の割合は70.3%
- 平成23年の1年間に使用済みとなった小型家電の重量約65万トンのうち、約2割に当たる14万トン(人口一人当たり約1kg)を27年度の回収目標としたが、実績は1割程度の約7万トン(人口一人当たり約0.5kg)
⇒ 小型家電リサイクルの一層の促進を図る観点から、22都道府県、144市町村の取組状況等を調査

主な調査結果、勧告の概要

リサイクル実施市町村の回収量増加等

- ① 一人当たり回収量が少ない市町村では、費用負担増等が見込まれるとして、回収量が多いピックアップ回収等の実施が低調
- ② 使用済小型家電の取引において損失が生じている例があり、採算性の確保が重要



- ① 効果的な回収方法であるピックアップ回収等を新たな費用をかけずに実施している市町村の取組等を情報提供すること
(環境省)
- ② 品目別の売却単価の設定により、売却単価を向上させている市町村の取組等を情報提供すること
(環境省)

リサイクル未実施市町村の取組促進

- ③ 近隣に認定事業者がいないと認識してリサイクルを実施困難としている市町村あり
- ④ 人口密度が低い都道府県では、認定事業者の引受場所が近隣にないことなどに起因する高額な運搬費がリサイクル実施のあい路



- ③ リサイクルを実施している市町村の使用済小型家電の売却先等を情報提供すること
(環境省)
- ④ 運搬費の低減のための取組（効率的な運搬方法の普及や必要に応じた認定要件の見直しなど）を実施すること
(環境省、経済産業省)

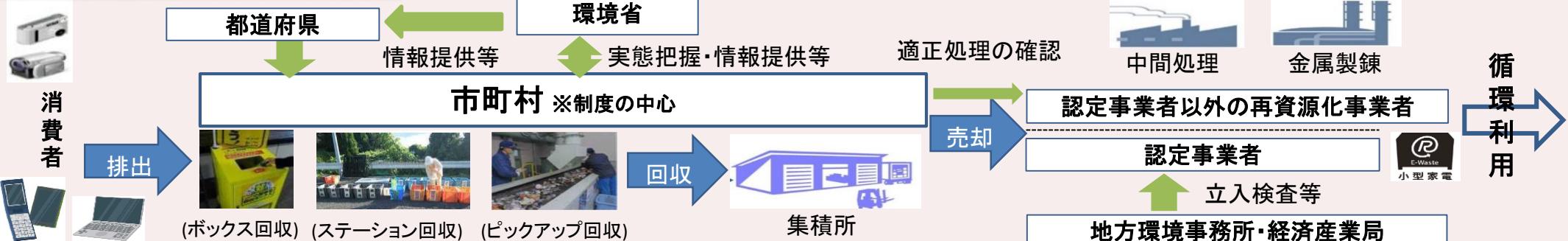
個人情報保護対策の適切な実施

- ⑤ 使用済小型家電の排出における個人情報の削除に関する周知や保管場所における施錠等の対策が実施されていない例あり



- ⑤ 市町村に対し、消費者への個人情報の削除に関する周知及び保管場所等における対策の実施を徹底するよう促すこと
(環境省)

小型家電リサイクルの流れ



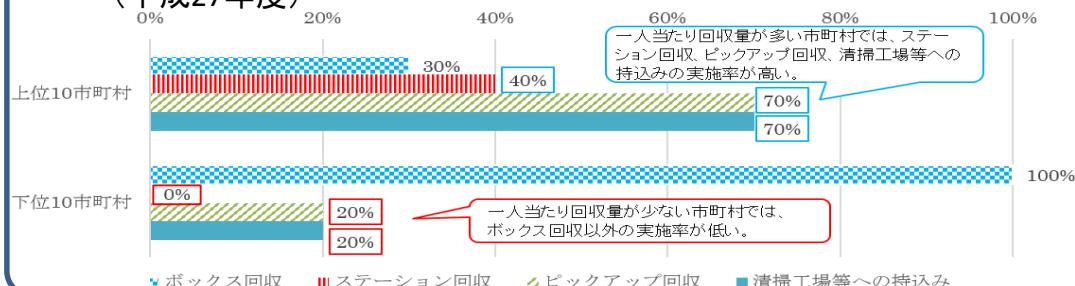
(1) 市町村の人口規模別の人一人当たり回収量の状況

- 人口規模により一人当たり回収量に差がある
(政令指定都市:0.08kg、人口5万人未満:0.92kg(平成27年度))

	政令指定都市	人口10万人以上	人口5万人以上 10万人未満	人口5万人未満
市町村数	9	39	24	40
総回収量(千kg)	1,039	4,587	1,466	887
総人口(千人)	13,329	10,071	1,632	963
一人当たり 回収量(kg)	0.08	0.46	0.90	0.92

(2) 一人当たり回収量上位・下位10市町村の回収方法

- 上位10市町村はステーション回収(40%)、ピックアップ回収(70%)の実施率が高いが、下位10市町村ではこれらの回収方法の実施率は低い
(平成27年度)



(3) 取引全体損益の発生状況

- 取引全体で損失が生じている市町村は15.3%(平成27年度)

	取引全体損益が把握可能		
	取引全体で利益	取引全体損益がゼロ	取引全体で損失
市町村数	85	67	13
割合 (%)	100	78.8	15.3

(注) 取引全体損益とは、市町村が回収した使用済小型家電の売却額(売却単価に引渡量を乗じた金額)のほか、再資源化事業者の搬入処理施設までの運搬費及び処理委託費の負担額も含めた売却契約の全体として生じる利益又は損失のこと。

(4) 都道府県の認定事業者数別のリサイクル実施率等

- 当該都道府県を収集区域とする認定事業者が少ない都道府県の状況をみると、人口密度が低くリサイクル実施率も低調

認定事業者数	都道府県数	小型家電リサイクル 実施率 (%)	人口密度 (人/km ²)
6事業者以下	3	51.2	176.8
7~9事業者	18	65.3	226.3
10~14事業者	20	72.8	654.1
15事業者以上	4	83.9	521.3
合計	45	69.4	411.6

(注)1 平成28年度の市町村実態調査結果(環境省)を基に作成

2 本表では、区域の基準として、小型家電リサイクル法施行規則第5条第1号又は第2号により特別に措置される北海道及び沖縄県を除いた。

調査結果

[結果報告書P15~20、24]

①一人当たり回収量が少ない市町村では、費用負担増が見込まれること等を理由として、回収量が多いピックアップ回収等の実施が低調

- ・一人当たり回収量下位10市町村では、回収量が多いステーション回収(0%)やピックアップ回収(20%)の実施が低調（回収量が少ないボックス回収(100%)が中心）
- ・ステーション回収やピックアップ回収を実施困難とする理由は、i)費用負担が大きい、ii)既存の施設等では実施困難等

◎一方、従前から実施していた危険物の選別作業等に併せてピックアップ回収を行うことなどにより、新たな費用をかけずにステーション回収やピックアップ回収を実施している例あり

②使用済小型家電の取引において損失が生じている例があり、採算性の確保が重要

- ・使用済小型家電の取引において、損失が生じている例あり(13/85市町村)
- ・促進型の制度であるリサイクルの持続的な実施のためには、採算性の確保が重要

◎一律に設定された売却単価から品目別の売却単価に変更した市町村をみると、一律の売却単価に比べ売却単価が上昇し、採算性を向上させている例あり

(1kg当たり0円～10円⇒1kg当たり携帯電話:600円、PC等:87円など)

勧告

- 効果的な回収方法であるピックアップ回収等を新たな費用をかけずに実施している市町村の取組等の情報を、実施困難とする理由別に整理して提供すること
(環境省)

- 品目別の売却単価の設定により、売却単価を上昇させるなど、採算性を向上させている市町村の取組等の情報を提供すること
(環境省)

調査結果

勧告

③近隣に認定事業者がいないと認識してリサイクルを実施困難とする市町村あり

・リサイクルを実施困難とする理由は、i) **近隣に認定事業者**(国が処理の適正性等を確認した再資源化事業者)がないと認識(4/20市町村)、ii) **回収量が少なく費用(運搬費等)が売却益より高くなるおそれ**(10/20市町村)等

◎一方、リサイクルを実施している市町村の中には、i)について、**実施困難としている市町村に隣接する市町村**では、認定事業者に売却している例あり、ii)について、**定期的に引き渡すのではなく、運搬車の積載量の上限等まで貯めた上で効率的に引き渡している例**あり

結果報告書P26～P28

④人口密度が低い都道府県では、認定事業者の引受場所が近隣にないことなどに起因する高額な運搬費がリサイクル実施のあい路

- ・回収した使用済小型家電は**認定事業者に売却している市町村が多い**(90/122市町村)
- ・**認定事業者数が少ない都道府県**の状況をみると、人口密度が低くリサイクル実施率も低調
- ・認定事業者の収集区域内であっても、**引受場所が近隣にないこと**などから運搬費が高額となるとしてリサイクルを未実施(2市町村)
- ・このうち1市町村は、**地元の事業者が3都府県以上での回収ができる体制(※)**があるとは認められないことなどを理由に、**認定事業者になれなかつたため**、リサイクルの実施を断念

※3以上の隣接する都府県の全域を収集区域とすることが認定要件の一つとされている。

調査結果

[結果報告書P38~P39]

⑤使用済小型家電の排出時における個人情報の削除に関する周知や保管場所における施錠等の個人情報保護対策が実施されていない例あり

・回収ガイドライン等では、市町村に対し、排出時における消費者に対する個人情報の削除に関する周知や保管場所における施錠などの個人情報保護対策の実施が求められているが、

- i 個人情報の削除に関する周知を実施していない(35/121市町村)
- ii 保管場所における個人情報保護対策を実施していない(12/121市町村)

・個人情報の削除に関する周知や保管場所における**個人情報保護対策の必要性の認識不足**

※一方、ボックス回収を実施する場合、回収物を取り出すためのボックスの扉の施錠などの個人情報保護対策の実施が求められているが、当該回収を実施している調査対象市町村(71市町村)全てで実施済み



・回収ボックスで個人情報の削除に関する周知を実施している例

勧告

➤ 市町村に対し、消費者への個人情報の削除に関する周知及び保管場所等における個人情報保護対策の実施を徹底するよう促すこと
(環境省)